

リサイクルステーション

- ◇とき 3月6日(日) 午前9時～11時(時間厳守)
(時間外のものは、お受け取りできません)
- ◇ところ 旧日本ラインシユロス駐車場(太田橋東側)
- ◇回収対象 市内在住者で、一般家庭のものに限ります
- ◇回収品目 ①新聞紙 ②雑誌 ③折り込みチラシ ④ダンボール
⑤紙箱 ⑥牛乳パック ⑦使用済み食用油
⑧古着(春夏物衣料品、綿素材のもののみ回収します) ⑨アルミ缶
⑩ペットボトル ⑪発泡スチロール・食品トレイ

※時間帯によっては駐車場が混雑しご迷惑をおかけします。時間に余裕をもってお越しください



事業主を狙った悪質商法が横行 消費者保護は通用しません

窓口は… 消費生活相談情報
中濃地域振興局振興課
電話 0574-25-3111
(可茂総合庁舎内)
岐阜県消費生活センター
電話 058-265-0999



工場主や商店主などを狙った、悪質商法が横行しています。

◇相談1

昨日、店に電話機の販売員が訪問してきました。リース契約をすれば、月々の支払いは経費で賄えて節約できると説得され、仕方なしに契約しました。しかし、冷静になると高額なので解約を申し出たところ、「クーリング・オフは

できない。解約料4万円を支払えば解約してやる」と言われました。納得できません。

◇助言1

確かに、事業主が契約したのものには、クーリング・オフでの無条件解除が適用されません。しかし、リース契約の場合、ユーザーの物件借受証(双方が借り受ける物品に瑕疵がないことを確認してから交わす証書のこと)の交付時が成立時期となっていますから、電話機が設置前であればリース契約は成立していませんので、解約料の支払いについては毅然と断るよう助言しました。

◇相談2

昨日、消火器の詰め替え業者が訪れ、「消火器を預かりましたので、ここにサインをください」と言うので、預かり書だと思いサインをしました。ところが、それは消火器の詰め替えの契約書で、非常に高額な内容になっていました。そこで断りの電話をしたのですが、非常に威圧的に解

約を拒否してきました。

◇助言2

近年、事業者が行った消火器点検契約に対しても、クーリング・オフが適用された判例があります。そこで、解約の意思表示と消火器の返還要求を内容証明郵便で通知して、粘り強く交渉するよう助言しました。

事業主への

アドバイス

1. 契約当事者が事業主の場合は商行為とみなされ、クーリング・オフ(無条件解除権)が適用されませんので、ご注意ください。
2. リース契約の場合には、リースする物品が設置前であれば契約は成立していません。
3. 過去に消火器の訪問点検によるトラブルについて、裁判で争われた事例もあります。判決文などは、消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp/html/life/caution.html>)をご参照ください。
※消費生活で困ったことがありましたら早急に最寄りの相談窓口にご相談してください